

月次分

① 令和 年 月 請求分 ( 月診療分)

保険医療機関等コード	被振込銀行	振込日

区分	② 件数	③ 点数	④ 決定額 円	④ 過誤調整額 円	確定額 円
国保分					
一般	140	2,100,000	15,000,000	-20,000	14,980,000
一般高額	50	2,000,000	5,000,000	-5,000	4,995,000
退職	1	40,000	300,000		300,000
退職高額	1	40,000	110,000		110,000
公費	60	2,050,000	600,000	-10,000	590,000
後期高齢者	110	1,500,000	14,000,000	-60,000	13,940,000
後期高齢者高額	40	1,400,000	2,000,000	-4,000	1,996,000
公費(後期)	40	1,400,000	400,000		400,000
後期分					
合計			37,410,000	-99,000	37,311,000

⑦ 振込総額 37,311,000

・ この通知書は、所得申告等に利用していただくために大切に保存下さい。  
 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療における「過誤調整額」の内訳は、別封にて送付する過誤調整結果通知書及び公費負担医療過誤調整結果通知書でご確認下さい。(柔道整復療養費は除く)  
 ・ 国民健康保険と後期高齢者医療において生じた端数及びマイナス金額について、制度間の調整はいたしません。  
 ※この通知書は、医科、歯科、調剤、訪問看護及び柔道整復療養費(国保分)の共通様式となっていますので、請求した項目のみの決定通知書としてご利用願います。  
 なお、柔道整復療養費は本会に支払代行業を委託した保険者分の支給額(合計)となります。

① 「請求年月」と「診療月」

請求年月ごとの通知となります。

月遅れ分も併せてご請求いただいた場合は当該分も含まれています。

② 「件数、点数」

当該請求年月の審査結果の件数と点数です。なお、**過誤調整によって増減が生じた場合はその分も含まれます。**

③ 「決定額」

ご請求いただいたレセプトを審査した結果の金額です。

④ 「過誤調整額」

過去にご請求・お支払済みのレセプトについて、返戻や増減が発生した場合に生じます。

これに伴い、件数と点数も増減されています。

過誤調整額の結果通知書については、当該決定通知書が届いた翌月の初めに発送しています。

⑤ 「一般高額」「退職高額」「後期高齢者高額」

被保険者の所得に応じて、自己負担限度額を控除して支給される金額です。

「件数」と「点数」は再掲です。

⑥ 「公費」「公費(後期)」

国や東京都等の公費分です。「件数」と「点数」は再掲です。

⑦ 「振込総額」

国保分及び後期分の合算額で振り込まれます。**通帳記帳等をされましたら、当該決定通知書の振込総額と照らし合わせてご確認ください。**

なお、振込総額が空欄の場合、本会へ返還していただく金額が発生しておりますので、翌月以降のお支払額から調整させていただきます。

【留意事項】

国保分と後期分の請求がある場合、上段に国保分が表記されます。

※後期分だけの請求の場合は、上段に後期分が表記されます。

国保分と後期分において、いずれかにマイナスが生じた場合には、2枚(国保分・後期分)で作成されます。

なお、2枚作成された場合は、別々の封筒でお送りいたします。

【決定通知書等のダウンロード】

オンライン請求を行っている保険医療機関・薬局は、毎月15日以降に、オンライン請求システムの「各種帳票等」→「振込額」画面より、決定通知書等をダウンロードすることができます。

(1) データ保持期間：3か月間(期間中は何度でもダウンロードできます)

(2) 対象の決定通知書等：診療(調剤)報酬等(月次分のみ)

(3) データ形式：PDF(郵送している帳票と同じ形式のもの)

振込額データダウンロードについて